

高知県史作成委託業務

委県史第8-1号

入 札 説 明 書

令和8年3月

高知県

高知県文化生活部歴史文化財課

高知県史作成委託業務（委県史第8－1号）に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する業務

(1) 委託業務名

高知県史作成委託業務（委県史第8－1号）

(2) 業務の概要

別紙1 仕様書のとおり

2 担当部署

〒780-0870 高知市本町4丁目1番35号

高知県文化生活部 歴史文化財課 県史編さん室

（令和8年4月1日から「県史編さん活用課」）

電話番号 088-821-7950

ファクシミリ番号 088-821-7953

メールアドレス：142001@ken.pref.kochi.lg.jp（令和8年3月31日まで）

142201@ken.pref.kochi.lg.jp（令和8年4月1日から）

3 入札に参加する者に必要な資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第1号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び業務における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受け付けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との間において、過去2年間に刊行物の作成に関する業務の契約を締結し履行した実績を有する者であること。

4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和8年3月26日（木）午後5時までに、2の担当部署まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受け付けをしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な個所があって、県から補正又は説明を求められた場合、令和8年3月26日（木）午後5時までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
掲載している様式に必要な事項を記入のうえ、押印又は署名すること。
- (2) 業務実績証明書（様式1別紙1）
- (3) (2)の実績を証明する契約書等の写し
- (4) 上記提出資料のほか、県が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

5 別紙1仕様書に対する質疑

別紙1仕様書の内容に質疑がある場合には、様式2「質問書」を2の担当部署に提出すること。

質問に対する回答は、令和8年4月2日（木）午後5時に高知県文化生活部県史編さん活用課ホームページ（公開場所：文化生活部ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/140000/> 内県史編さん活用課ページ）に掲示する。

なお、質問書の提出方法は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又はFAX（電子メール又はFAXの場合は電話で受信（着信）を確認すること。）に限るとし、提出期限は、令和8年3月26日（木）午後5時までとする。

6 関係書類等の閲覧

下記の関係書類を2の場所において閲覧に供する。閲覧期間は令和8年3月18日（水）から令和8年3月26日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）午前9時から午後5時までとし、閲覧の際は担当者に事前連絡のうえ日程調整を行う。

関係書類（いずれもホームページよりダウンロード可能）

- ・高知県史作成委託業務仕様書
- ・入札公告
- ・入札説明書
- ・様式集

7 入札及び開札等

- (1) 入札及び開札の日時
令和8年4月8日（水） 午前10時00分
- (2) 入札及び開札の場所
〒780-0850 高知市丸ノ内2丁目1番19号
高知県職員能力開発センター 2階201会議室

(3) 入札書の記載内容等（別紙入札書・委任状様式（記載例含む。）参照）

ア 入札書には次にあげる事項を記載すること

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の職氏名）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ）。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印の押印は不要とする。

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。ただし、入札書の押印を省略する場合は、代理人の押印は不要とする。

なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(エ) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(オ) 入札件名

(4) 入札書の提出方法

入札書は持参により提出することとし、上記（1）及び（2）の日時・場所において、所定の入札箱に投かんしなければならない。

また、押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後、入札箱に投かんしなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

(5) 入札書の訂正方法

入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書については、訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

(6) その他入札に関する事項

別紙2 委託業務競争入札心得

8 契約書作成の要否

要

9 契約条項

別紙3 契約書（案）のとおり

10 契約の締結

落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

11 その他

- (1) 当該入札の参加及び契約の締結等に関連して生じた費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札等に関してこの説明書に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）等の定めによる。